



学生にはさせてはいけない仕事がある

近年、「ブラックバイト」が問題となっています。社会経験の少ない学生には、決して好ましい労働環境ではありません。適正なアルバイトの活用を考えていきましょう。

学生バイトには制限がある

学生アルバイトなど18歳未満の人を働かせる場合、法律により多くの制限が設けられています。体の発育過程にある子供達には、健康面から大人以上に気をつけなければならないことがあるからです。また、学業の妨げにならないようにも配慮されています。

制限は年齢ごとに3段階になっています。主な制限内容を見ていきましょう。

年齢確認は使用者の義務

まず、「13歳未満」は、映画の子役など特別なものを除き、働かせること

はできません。「15歳の3月31日まで」の人については、労働基準監督署の許可を得た場合に限り使用することができます。

「18歳未満」については、年齢証明書類などを職場に備え付けなければなりません。

年齢については使用者に確認義務があるため、誰が見ても明らかに成人である場合以外は、年齢を確認してから使用する必要があります。

18歳未満は残業禁止

「18歳未満」については、原則として時間外、休日、深夜（22時～5時まで）に労働させることはできません。原則として、変形労働時間制により労働させることもできません。

また、「重量物の取り扱いの業務」「有害物・危険物を取り扱う業務」「キャバレーなどの接客業務」など危険・有

害な業務で就業させることもできません。

トラブル事例

同級生は、深夜は法律上バイトできないことになっていると言っていましたが、今度働くコンビニは人手不足なので深夜に働いてほしいと言います。時給も昼間よりもいいので働いてみようかと思うのですが…。



企業にアドバイス

労働基準法の禁止事項は、たとえ本人が同意したとしても使用者の責任を免れることができません。特にこれらについては罰則も設けられています。

社会的な弱者への違法な扱いは、大きく企業イメージを低下させます。学生アルバイトは、あくまでも補助的労働力として、大きな負担をかけないよう心がけましょう。

●労務ひとこと

法律が改正され、老齢年金の加入期間（受給資格期間^{*}）が25年から10年に短縮されることになりました。

今まで、受給資格期間が25年に満たない場合、老齢年金を1円も受け取ることはできませんでした。高齢の従業員を新たに雇う時に「どうせ年金をもらうのは無理だから社会保険に加入したくな

い」と言われて困った経験のある企業も多いでしょう。

今回の改正により、このような期間不足で無年金の人も受給資格期間

金保険料を納付できます（平成30年9月までの時限措置）。

改正法は今年の8月から施行され、9月分の年金（初回の支払いは10月）から適用されます。

新たに受給資格を得た人には通知が郵送される予定です。

なお、初めて年金を受給するときは、年金事務所に裁判請求書を提出する必要があります。

^{*}※保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間の合計期間をいいます。

年金の受給資格期間が 25→10年に短縮

が10年以上あれば年金を受給できるようになります。未納が多く10年に満たないという場合でも、過去5年分までならさかのぼって国民年